

# 市議団速報

e-mail:info@jcp-niigata-shigidan.com

NO. 37号

2012年2月17日

日本共産党  
新潟市議会議員団

電話 025-226-3450

FAX 025-223-7748



## 政務活動費は

# 市民の目線にたって

### 地方自治法改悪

「政務調査費」は、「議員の調査研究のため」、調査研究、研修、広報、広聴、人件費など、会派または議員に、1人当たり月15万円が交付されています。

ところが、「調査研究その他の活動」に用途の拡大を可能にした「政務活動費」に改定する地方自治法改正が、昨年8月に国会で突如提案され、短時間の審議で可決成立しました。議員活動に対する公費支

出のあり方については、十分な透明性と住民合意が確保される中で、議員活動にふさわしい基準を検討すること

はあり得ることです。しかし、いまなお用途の透明性が不十分なこと、用途そのものについて、税金を充てるべきでない内容が、日本共産党以外の会派や議員にあり、住民監査請求や住民訴訟の対象となつています。住民の信頼が損なわれているときに、合理的な説明も国民的な議論もないままに用途を拡大すべきではないとして、日本

共産党は反対しました。

### 他会派からは「懇親会費やタクシー代も」

法改正を受けて、新潟市議会でも「政務活動費検討会」が昨年11月に設置され、各会派から委員が出て議論しています。

他の会派からは、「せっかくだが『その他の活動』が認められたのだから、大いに活かすべきだ」「ガソリン代や携帯電話代などは、私用もあるので現行は按分しているが、もっと按分の比率を

### 議員団日誌 (18~22日)

18~19日 (月~火)

- ・第21回市町村議会研修会

20日 (水)

- ・議会運営委員会
- ・本会議

◆代表質問通告締切

21日 (木)

- ・各常任委員会
- ・議員定数調査特別委員会

◆新年度議案勉強会質問通告締切

22日 (金)

- ・議会運営委員会
- ・本会議 (現年度分採決)

◆一般質問通告締切

多くしてもらいたい」「各種会議、団体等が開催する意見交換会等の懇親会費を認めるべきだ」「懇親会費はいらないが、その行き返りのタクシー代を認めてほしい」などが出されました。党議員団は、条例改正については、「政務活動費」への名称変更にとどめ、今後十分時間をかけて市民の意見を聞くなどして決定すべきである。その間は、これまでの用途基準で対応すべきと主張し、「市民の目線にたつて使い方を考えるべきである」との立場で奮闘してきました。

条例改定は2月中に議会に提案される予定で、風雲急を告げています。市民の目の届かないまま決めてしまうことは問題です。

